

アジアにおける人権保障機構の構想 (二)

阿山  
部崎  
浩公  
己士

目次

- 一 はじめに
- 二 人権保障機構設置の模索
  - (一) 国連関係
  - (二) NGO関係
- 三 アジア諸国の人権状況
  - (一) 政治状況
  - (二) 人権諸条約への参加状況
  - (三) 憲法における人権規定
  - (四) 実際の人権状況 (以上、五巻三号)
- 四 展望——アジアにおける人権保障機構の実現の可能性
  - (一) 地域的人権保障機構の必要性
  - (二) アジアにおける地域的人権保障機構の必要性
  - (三) 国際的人権保障における人権の地域的伸長・保護の位置 (以上、本号)
  - (四) アジアにおける地域的人権機構の可能性

#### 四 展望——アジアにおける人権保障機構の実現可能性

##### (一) 地域的人権保障機構の必要性

一 アジア地域に人権保障機構を設置するための構想は、一九六〇年代から国連その他の場で提示されているが、こうした構想が議論される際には、そもそも国際的人権保障を達成するために地域的人権機構は必要であるのか、という根本的な問題がまず前提として論じられている。

二 一九六七年三月に人権委員会により設置された「国連ファミリー内に地域的人権委員会を設置する提案のあらゆる側面を研究する」<sup>(77)</sup>一か国から成るアド・ホック研究グループの報告<sup>(78)</sup>の中には、地域的人権機構の設置の是非に既に見解の対立がみられる。

まず、地域的人権機構の設置に否定的な意見としては次のようなものがあつた。すなわち、人権問題は普遍的な問題であつて地域的な問題ではないので、人権の伸長・保護<sup>(79)</sup>にあつては国連による普遍的なアプローチを必要とする。国連の機構を拡張しすぎると国際的な努力が断片的なものとなり、ひいては人権保障にとって害となる<sup>(80)</sup>。特定の地域の諸国が地域的人権委員会の設置を望んでも具体的な利点はない。既存の国連機関が国際的人権保障にあたるのが妥当であり、実際に国連は人権分野においては他の分野での活動に較べても成功を収めている。国際的に確立した規範を遵守することによって人権の伸長・保護は達成される<sup>(81)</sup>。したがって、既存の人権諸条約への諸国の加入を促すことが先決である。

これに対しては、地域的人権機構の設置に肯定的な次のような見解が表明された。すなわち、地域的人権機構を設

置ることにより、関係国は国連の場におけるよりもよりオープンでフランクな雰囲気の中で問題を討議し解決する機会を与えられる。なぜなら、(国際的人権保障に関する)国連の勧告は地理的その他の共通の背景を共有する地域内におけるほうが履行され易く、また人権侵害に関する申立てを審議し、地域的利害に関わる人権状況に関する報告書を提出するに際しても、地域外の諸国を交えずに地域内諸国間のみでこれを扱う場合の方が諸国の抵抗感は少ないであろう。したがって、地域の人権分野での活動は、国連よりも地域的機構が主導する場合の方が成功するであろう。<sup>(82)</sup>

地域的人権機構は(地域的人権保障のための)新たな条約や勧告の必要性を指摘し、また人権問題に関する諸国間の情報交換を促すであろうから、国連の活動に対し国際的な刺激を与えるであろう。<sup>(83)</sup>

三 アド・ホック研究グループの報告は地域的人権機構の設置の是非について右のような見解の対立を含むものであったが、同報告についての国連加盟国のコメントにおいても、同様の見解の相違がみられた。すなわち、中国(中華民国)は、既存の国連機関が人権問題を扱うに適していると考えられるので、現時点(一九六八年)で緊急に地域的人権機構を設置する必要性はない、との見解を表明した。<sup>(84)</sup> また日本も、地域的機構は、その地域を構成する諸国がヨーロッパ人権委員会の場合におけるような類似の歴史的・文化的背景、類似の経済的・社会的条件および同程度に発達した法制度をもつならば有効に機能するであろうが、世界の多くの地域、特にアジアにおいては、こうした前提条件が存在しない、として地域的機構の設置に消極的な立場を明らかにした。<sup>(85)</sup>

これに対し、シンガポールが地域的人権機構の設置の構想は実際的かつ現実的であるとし積極的にこれを支持した<sup>(86)</sup>のを始め、アフガニスタン、パキスタン等も地域的人権機構の設置に前向きな姿勢を示した。<sup>(87)</sup>

四 以上のように、アド・ホック研究グループの報告においても、これに対する国連加盟国のコメントにおいても、国際的人権保障における地域的人権機構の必要性については必ずしも意見の一致をみた訳ではない。

しかし、一九七七年以来国連総会は、人権の伸長および保護のための地域的取極<sup>(88)</sup> (regional arrangements) は人権および基本的自由の実効的享受にとって多大の貢献をなしていることを確認する決議を毎年採択している<sup>(89)</sup>。したがって、国際的人権保障における地域的人権機構の重要性は、今日国際社会で十分に認識されているものと思われる。

- (77) 山崎公士・阿部浩己「アジアにおける人権保障機構の構想(一)」『香川法学』五卷三号(以下、本論文(一)という)、五一―六頁。
- (78) U.N. Doc. E/CN. 4/966 and Add. 1, *supra* note 12.
- (79) 「人権の伸長」(promotion of human rights)とは、人権の促進をはかる機関(国内的または国際的)が調査、研究、報告、条文の起草等の利用できるあらゆる立法的手段を通じて、人権の助長・奨励を行う活動をいう。これに対し、「人権の保護」(protection of human rights)とは、人権の保護をはかる機関(国内的または国際的)が現行法(国内法または国際法)の下で確立した人権を遵守させるために行う報告書の検討、人権侵害の申立ての司法的または準司法的審査等の活動をいう。国際的人権伸長機関の活動がもし順調であれば、人権保護の任務も引き受けることになる。例えば、米州人権委員会は、一九六〇年に設置された時は人権の伸長のみを目指していたが、現在では、ほとんどもっぱら人権保護の任務に従事している(Cf. Karel Vasak, *The Distinguishing Criteria of Institutions*, in 1 *The International Dimensions of Human Rights*, 216-18 (K. Vasak ed. 1982) [邦訳『ユネスコ版 人権と国際社会 上』(一九八四年、庭野平和財団)三四一―三四四頁]。
- (80) U.N. Doc. E/CN. 4/966, *supra* note 12, para. 26.
- (81) *Id.*, para. 28.
- (82) *Id.*, para. 27.
- (83) *Id.*, para. 31.
- (84) Question of the Establishment of Regional Commissions on Human Rights, Comments received from Member States and regional intergovernmental organizations pursuant to resolution 7 (XXIV) of the Commission on Human Rights, Report of the Secretary-General, U.N. Doc. E/CN. 4/975, at 6.
- (85) U.N. Doc. E/CN. 4/975/Add. 1, at 2.

(86) U.N. Doc. E/CN.4/975, *supra* note 84, at 16.

(87) *Id.*, at 4, 11-12, 14.

(88) 詳しくは、(三)節をみよ。

(89) 総会決議 32/127, 33/167, 34/171, 35/197, 36/154, 37/171, 38/97, 39/115.

## (二) アジアにおける地域的人権機構の必要性

一 次に、アジア地域における地域的人権機構の必要性に関してこれまでどのような議論が展開されているかを眺めてみよう。この点が初めて本格的に議論されたのは一九八二年のコロンボ・セミナー<sup>(90)</sup>においてであった。同セミナーでは、「世界の他の地域における現存のあるいは提案されている地域的取極に関する討議」という議題の下で、アジア・太平洋地域人権委員会の設置は望ましいか、可能か、また時宜にかなっているか、が論じられた。

同セミナー参加者の多くは、世界の他の地域における地域的取極は有益な貢献をなしてきており、アジア・太平洋地域でも地域的取極は同様に貢献しうる、としてアジア・太平洋地域人権委員会の潜在的価値を認め<sup>(91)</sup>た。また、世界の他の地域において地域的人権機構の設置へと導いた動機——国家と争う個人に対する援助の提供、人権伸長のための適切な状況の醸成、政府・一般大衆に対する人権尊重の必要性の啓蒙、人権分野における国連の計画<sup>プログラム</sup>の促進、ならびに当該地域に特有の問題に関する国連の認識の向上——はアジア・太平洋地域にもあてはまる、との意見も述べられた<sup>(92)</sup>。

これに対しては、同地域は政治・経済・社会条件、ならびに人種・文化が多様であるので、現時点(一九八二年)で同地域における人権委員会の設置を検討するのは適当でないとする意見が表明<sup>(93)</sup>された。また、同地域には、人権の

伸長のための政府間協力を発展させる必要条件である必須の政治的意思が存在しないので、同地域においては、政府間レベルの地域的または小地域的機構の可能性はない<sup>(94)</sup>、との意見も述べられた。さらに、恣意的逮捕や政治的殺害のような人権の侵害に対処するには、道徳的圧力を行使し、政府を説得し、また一般大衆や非政府間機構に対して人権の伸長・保護の必要性を啓蒙しなければならないが、こうした課題は世界的な機構が遂行する方が効果的であるので世界的機構を強化すべきであるとの立場から、地域主義は世界的なアプローチを阻害するおそれがある<sup>(95)</sup>、との意見も表明された。

二 コロンボ・セミナーでは、さらに「アジア地域における人権の伸長と保護のためのより一層の地域協力の検討」という議題の下に、同地域においていかなる形態の地域的取極が可能であるかを検討した。その結論は次のように要約される<sup>(96)</sup>。

- (a) アジア・太平洋地域における人権の伸長と保護のための国際的協力が必要であることは合意された。
- (b) 何らかの形で地域的取極を結ぶことが望ましいとの見解を表明する参加者があった。しかし、いつその取極を締結するかについては意見が分かれた。他方、この見解に反対する参加者もあった。
- (c) 地域委員会、小地域委員会、地域審議会、および地域または小地域人権センターを設置する提案を含む様々な提言がなされた。
- (d) 教育・教授法・訓練・調査・文献・広報および経験の交換のような種々の分野において協議のための取極をなしうることに関しては全参加者が同意した。
- (e) 国連の地域的機関(ESCAP)はUNESCOと協力し、人権の伸長、特に広報の分野で貢献しうるとの意見を述べる参加者があった。
- (f) 同地域における人権の伸長と保護の進展におけるNGOの役割は非常に重要であり、したがってNGOはこの任務に参加すべきことが合意された。

- (g) 人権教育、調査および文献に関するアジアセンターの設置は望ましいと考える参加者があった。
- (h) 基本的な国際的人権文書は、できるだけ多くの地域言語によって普及させるべきことは広範に合意された。
- (i) このセミナーにより開始された作業を継続し、同地域における人権の伸長と保護につき討議するため今後さらに地域セミナーを開催することを全参加者は希望した。

このように、コロンボ・セミナーでは、アジア・太平洋地域における人権の伸長と保護のための国際協力が必要であること、すなわち、この分野で何らかの機構を設置することは一般的に合意された<sup>(97)</sup>。しかし、具体的にどのような人権機構とするかについては、アジア・太平洋地域に人権の「伸長」を目的とする機関は設置可能である点は合意された(前掲、結論(d)<sup>(99)</sup>)が、同地域に人権の「保護」を当初から目的とする機関を設置しうるかに関しては見解が分かれ、合意を得るには至らなかった<sup>(100)</sup>。

三 コロンボ・セミナーに引き続き、一九八二年八月に、アジア・太平洋地域における人種差別の犠牲者の救済手続等を討議するためバンコック・セミナー<sup>(101)</sup>が開催されたが、同セミナーにおいてもアジア・太平洋地域において人種差別をなくし少数者の権利を保護するためには、人権の伸長および教育的な活動を行うことが先決であること、同地域諸国による人権諸条約の批准を促進することを含め、コロンボ・セミナーでの結論の多くが確認された<sup>(102)</sup>。

四 国連総会(第三七会期)は、コロンボ・セミナーの報告書を検討し、ESCAP加盟国に同報告書を送付し、同加盟国に報告書に関するコメントを求め、人権委員会に報告書とコメントを送付することを事務総長に要請する決議37/171を採択した。この決議にもとづき、事務総長は一九八三年三月に、すべてのESCAP加盟国<sup>(103)</sup>に対し、コロンボ・セミナー報告書に対するコメントを求めた。この求めに応じて、五か国がコメントを提出したが、このうちアジ

ア・太平洋地域の国はオーストラリアとネパールのみであった。<sup>(104)</sup>この事実から、アジア・太平洋諸国は人権の伸長・保護のための地域的取り組みに必ずしも熱意をもってはいないことが推察される。

五 他方、国連の人権委員会も、一九七七年以来、「人権と基本的自由の十分な享受を促進するための、国連内部における選択的アプローチ、方法、手段」という議題の下に、アジアにおける地域的人権保障の問題を取り上げているが、<sup>(105)</sup>一九八四年の第四一會期において、「アジア地域における人権の伸長と保護のための地域的取極」と題する決議1985/48<sup>(106)</sup>を採択した。この決議では、実質条項4で、「ESCAPおよび同地域の諸政府と協力して、アジア・太平洋地域人権関係資料寄託センター (a regional depository centre for human rights materials for Asia and Pacific) の設置を検討するよう事務総長に要請」した。

この決議をうけて、同年五月に事務総長はESCAP事務局長に対し、ESCAP地域内に人権関係資料寄託センターを設置する方法につき意見を求めた。<sup>(107)</sup>これに対し、同年一〇月にESCAP事務局長は次のように回答した。<sup>(108)</sup>

- (1) (a) 同地域の人権活動の中心となっている事務局社会開発部が寄託センターとしての役割を果たす。(b) 寄託センターの任務は、同地域における人権に関する情報を収集し、調査しおよび普及することとする。さもなければ寄託センターは、実質的に地域人権寄託センターとして機能しているESCAP図書館の任務と重複するだけである。(c) かかる寄託センターを設置するには、地域レベルで六名の職員が新たに必要とされ、そのための財源は通常予算またはその他の適当な基金によってまかなわなければならない。

人権委員会は、一九八六年の第四二會期においても、「アジア・太平洋地域における人権の伸長と保護のための地域的取極」と題する決議1986/57<sup>(109)</sup>を採択した。この決議の実質条項3では、「ESCAP事務局長が、アジア・太平洋に



における人権関係資料の収集、調査および広報にあたる国連人権関係資料寄託センターをバンコックのESCAP内に設置する活動を続行することを奨励するよう事務総長に要請」した。

(90) 本論文(一)、七一八頁をみよ。コロンボ・セミナーでは、次のような議題が討議された。

I 人権の伸長と保護のための国および地方の機構に関する経験と情報の交換

II 世界の他の地域における現存のあるいは提案されている地域的取極に関する討議

III アジア地域における人権の伸長と保護のためのより一層の地域協力の検討

A 協議のための取極

B ESCAPの役割

C 小地域的な取極

(U.N. Doc. ST/HR/SER. A/12, *supra* note 22, para. 12.)

(91) *Id.*, para. 52.

(92) *Id.*, para. 54.

(93) *Id.*, para. 52.

(94) *Id.*, para. 55.

(95) *Id.*, para. 56.

(96) *Id.*, para. 87.

(97) 久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(2)——アジア太平洋地域における人権機構設立への動き——」『部落解放研究』第四三号(一九八五年三月)、六〇頁。

(98) U.N. Doc. ST/HR/SER. A/12, *supra* note 22, para. 87 (a).

(99) *Id.*, 87 (d).

(100) *Id.*, 41.

- (101) 本論文(一)、注(24)をみよ。
- (102) U.N. Doc. ST/HR/SER. A/13, *supra* note 24, paras. 65-77, 137-138.
- (103) ESCAPは三七か国から構成されており、同地域以外からはフランス、オランダ、ソ連、英国およびアメリカの五か国が加盟している。
- (104) U.N. Doc. E/CN. 4/1984/22 and Add. 1. オーストラリアは、アジア・太平洋地域における人権の伸長のため、ESCAPが重要な役割を演ずることを歓迎した。また、ネパールは、コロンボ・セミナーでも「アジア・太平洋人権委員会の設置に関する条約案」(山崎公士「アジアにおける地域的人権保障機構に関する基本文書」『香川法学』五巻四号に紹介)を提出し積極的な姿勢を示したが、コメントでも、セミナーに提出された条約案を諸国に回付すべきか否かが問題とされた点に触れ、次のように述べた。セミナーでは、条約案の採択は同地域にとっては尚早であり野心的にすぎるとの意見があつたが、アフリカにも人権委員会を設置する計画がある。したがって、コメントを求めるため条約案を諸国に回付することに反対するのは論理的ではない。なお、インドは一九八五年一〇月にコメントを提出した(U.N. Doc. E/CN. 4/1986/19, at 3-4)。
- (105) 久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(3)——アジア太平洋地域における人権機構設立への動き——」特にその最新の動き「——」『部落解放研究』第四五号(一九八五年七月)、一二六頁。
- (106) 1985 ESCOR, Supp. (No. 2), at 95-96. 前掲注(105)久保田論文(3)、一二六一—一二九頁に内容が紹介されている。
- (107) U.N. Doc. E/CN. 4/1986/19, *supra* note 104, para. 5.
- (108) *Id.*, para. 6.
- (109) 1986 ESCOR Supp. (No. 2), at 131-132. (一)の決議の存在は、国連人権担当官の久保田 洋氏から御教示頂いた。記して謝意を表する次第である。)この決議は、スリランカ、オーストラリア、バングラデシュおよびフィリピンが提出した(*Id.*, at 209.)。

### (三) 国際的人権保障における人権の地域的伸長・保護の位置

一 前節までに、国際的な人権保障を達成するために地域的人権保障機構が一般に必要とされるのか、ならびに、特にアジア地域において地域的人権保障機構が必要とされるのか、に関するこれまでの議論を紹介した。これをみると、

国際的人権保障における地域的人権機構の重要性は十分に認識されているものの、その必要性については必ずしも意見が一致している訳ではなかった。そこで、本節では、今日の国連を中心とする国際的人権保障制度の中で地域的人権保障制度がいかに位置づけられているかを概観することにする。<sup>(10)</sup>

二 今日、国際社会では、国連を中心として国際人権規約を始め多数の普遍的な人権諸条約が成立しており、これらの条約の運用により国際的な人権保障が計られている。また、国連には人権委員会が機関として設置されており、人権と基本的自由の尊重を助長奨励するため活動している。他方、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約、バンジュール憲章のような地域的人権保障制度も一部の地域には成立している。では、このような国連による普遍的な人権保障制度と地域的人権機構による地域的人権保障制度とはいかなる関係にあるのだろうか。

国連憲章第五二条一項は、同憲章のいかなる規定も、「国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極又は地域的機関 (regional arrangements or agencies) が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。」と規定している。すなわち、国連憲章は既存のまたは設置が見込まれる地域的機構の存在は承認したが、それらの地域機構の目的や活動は国連の目的・原則と合致すべきものとしたのである。また、同憲章第三三条一項は、「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならぬ。」と規定し、紛争の平和的解決のため地域的機関または地域的取極を利用しようとするものとしている。さらに、同第五二条二項は、加盟国は地方的紛争 (local disputes) を安全保障理事会に付託する前に、同条一項にいう「地域的取極又は地域的機関によって」平和的に解決するようにあらゆる努力をすべきものと定めてい

る。このように、国連憲章は地域的取極または機関が地方的紛争の解決にあたることを認めており、また安全保障理事会は、地域的取極または機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励すべきものとされている(第五二条三項)。(111)

以上の規定は、紛争の平和的解決に力点を置いてはいるが、その他の分野において地域的取極または地域的機関が活動することを排除してはいない。(112) 国連憲章第五二条一項は、取極又は機関及びその行動が「国際連合の目的及び原則」と一致することを条件とするとして、国連の「目的及び原則」に言及しており、同第一条三項は、「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励」することについて、国際協力を達成することを国連の目的の一つとして掲げている。こうした規定から、地域的取極または機関が人権の分野において活動する途は開かれている(113)と考えられる。このように、国連憲章の規定によれば、地域的取極または機関が人権の伸長および保護の分野で活動することは、憲章第五二条一項但書の条件を踏まえ、国連がこれまで設定してきた普遍的な人権標準(114)を下回らない地域的な人権標準を設定する限り(115)、許されるものと思われる。

国連では、長年にわたり、人権分野における地域主義は逸脱行動であり、人権の普遍性を疑問視するものである(116)として、一般にあまり受け入れられなかった(117)といわれる(118)。しかし、国連における国際人権規約の起草作業に手間どっている間に、一九五〇年にはヨーロッパ人権条約が成立(一九五三年発効)し、人権委員会および裁判所を実施機関とする優れた履行確保制度の運用により、着実に国際人権法の発展に貢献してきた。また、一九六九年には米州人権条約が成立(一九七八年発効)し、さらには一九八一年にはアフリカにバンジュル憲章が成立(未発効)している。このように、各地域に地域的人権機構が登場するにつれて、とくに一九六六年に国際人権規約が採択されて以降、国連においては、人権分野における地域主義に対してさほど懐疑的ではなくなったといわれる(119)。

三 市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下、「自由権規約」という。)第四四も国際的人権保障体制における

地域的取極・機関の位置づけを知るうえで興味深い規定である。

第四四条 この規約の実施に関する規定は、国際連合及び専門機関の基本文書並びに国際連合及び専門機関において作成された諸条約により又はこれらの基本文書及び諸条約に基づき人権の分野に關し定められた手続を妨げることなく適用するものとし、この規約の締約国の間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、この規約の締約国が他の手続を利用することを妨げるものではない。(傍点引用者)

第四四条は、人権に関する条約を作成したり、人権分野に關する手続を定めることができる主体として国連の他に「専門機関」を想定しているが、「地域的機関」には言及していない<sup>(120)</sup>。このことから、人権保障の分野で「地域的機関」は「専門機関」よりも一見低い地位に置かれているかのように見受けられる。しかし、同条後段は、紛争の解決のため、締約国が「他の手続」を利用しうることを認めている。また、自由権規約の選択議定書第五条二項(a)では、人権専門委員会は、同一の事案が国際的な調査又は解決のための「他の手続」により検討されていないことが確認されない限り、個人からのいかなる通報についても検討しないものと定めている。地域的取極・機関による調査または解決のための手続もこの両規定にいう、「他の手続」の中に当然含まれるものと思われる。このように考えると、自由権規約第四四条前段に「地域的機関」が明示されていないことは實際上ほとんど意味をもたず、国際的人権保障における地域的取極・機構の価値を何ら損うものではない<sup>(121)</sup>。

四 以上のように、国連憲章および自由権規約の関連条文の解釈から、国連による普遍的な人権保障と地域的取極・機構による地域的人権保障とは何ら矛盾するものでないことが明らかである。前述のように、西欧、米州、アフリカ

地域には地域的人権取極・機構が既に成立しており、国連による普遍的な人権保障体制とともに国際的人権保障の一翼をになっている。今や、国連を中心とする普遍的な人権保障体制と地域的人権保障体制は併存<sup>(122)</sup>しており、相互補完的に国際的人権保障を行っているのが現実である。

ところで、右の両体制が設定した人権標準を締約国に実施させるための履行確保制度に関して比較すれば、ヨーロッパ人権条約や米州人権条約の方が自由権規約よりも数段進んだ規定をもっている<sup>(123)</sup>。この点に着目すれば、保護対象となる人権の標準が世界人権宣言や国際人権規約によって確立された国際的人権標準と本質的に同等のものであるならば、地域的取極・機構を設置することは実効的な人権保障体制を形成するうえで、当面合理的な方策<sup>(124)</sup>であるといえよう。

(110) 国際的人権保障制度における地域的人権保障制度の位置づけに関しては、次のような文献がある。Roger Pinto, *Régionalisme et universalisme dans la protection des droits de l'homme*, in *International Protection of Human Rights*, 177 (A. Eide and A. Schou, eds. 1968). Thomas Buergenthal, *International and Regional Human Rights Law and Institutions: Some Examples Of Their Interaction*, 12 *Texas Int'l L. J.* 321 (1977). B.G. Ramcharan, *The Role of Regional, National and Local Institutions: Future Perspectives*, in *Human Rights: Thirty Years After the Universal Declaration*, 233 (Ramcharan ed. 1979). The International Law Association, *Report of the Fifty-Fifts Conference held at Manila, 1978*, at 108-158 (1980). A.H. Robertson, *The Implementation System: International Measures*, in *The International Bill of Rights*, 332 (L. Henkin ed. 1981). Karel Vasak, *Regional Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights*, *Introduction*, in 2 *The International Dimensions of Human Rights*, *supra* note 8, 451. [邦訳『ユネスコ版'人権と国際社会' 下』前掲注(8) 六九一頁。]

(111) 国際紛争の平和的解決をめぐる国連と地域的機関との関係については、高野雄一『国際組織法(新版)』(一九七五年、有斐閣)、

八三—九〇頁をみよ。

- (112) Vasak, *supra* note 110, at 451. [邦訳、六九—一頁。]
- (113) *Id.*
- (114) 世界人権宣言、および国際人権規約その他の人権諸条約(本論文)、二〇頁参照)のような、国連の活動を通じて成立した国際的人権文書が設定する普遍的な人権標準 (universal standards on human rights) をいう。
- (115) Ramcharan, *supra* note 110, at 234.
- (116) 地域的人権保障機構の必要性に関して既にみた(二頁および六頁参照)ように、人権問題は普遍的な問題であり地域的な問題ではない、とする立場である。この立場は、そもそも人権はすべての人類に差別なく、平等に保障されるべきであり、どこに住んでいるかにより、保護される人権に差異があつてはならない、との考え方を背景としている。したがつて、この考え方によれば、アフリカ人やアジア人は、ヨーロッパや米州の人々と同一の人権を享受すべきものとされる (Robertson, *supra* note 110, at 365)。
- (117) この傾向は、たとえば、自由権規約第四四条(一—三頁をみよ)の起草過程における審議状況からも窺える。すなわち、同条の原案は二項から成つており、その第二項は、「(人権専門)委員会は、本条一項(現第四四条前段と同旨)にいう手続が援用されている事案に関し、(自由権規約の)実施手続にもとづく行動をとらないものとする。」との内容であつた。これに対して、アジア・アフリカグループおよびラテン・アメリカ諸国を含む大多数の諸国は、同項案は自由権規約の実施手続を専門機関および地域的機関(特にヨーロッパ人権条約上の機関)の実施手続に従属させるものであるとして強硬に反対した (U. N. Doc. A/C. 3/SR. 1432-34)。外務省国際連合局社会課『国際人権規約成立の経緯』(一九六八年)、二七八—二七九頁参照。
- (118) Vasak, *supra* note 110, at 451. [邦訳、前掲注(110)、六九—二頁。]
- (119) *Id.*
- (120) 第四四条の起草過程における審議については、前掲注(117)をみよ。
- (121) Buergenthal, *supra* note 110, at 327-28.
- (122) 普遍的な人権保障体制と地域人権保障体制が併存しうること自体には問題はない。しかし、両体制が併存することから、解決を迫られる種々の論点が指摘される。この点は、特に、ヨーロッパ人権条約と自由権規約の双方の締約国にとって問題となつた。ヨーロッパ審議会は、①両条約の実施手続の間に矛盾はあるか、および②両条約が保護対象とする権利の間に差異はあるか、の二点につき研究を行ない、次のような結論を得た。第一点に関しては、①地方的紛争は国連の安全保障理事会に付託する前に地域

的取極・機関によつて解決するとの原則（国連憲章第五二条二項）にしたがい、ヨーロッパ人權条約加盟国間の通報については、同条約の実施手続を援用する。ただし、同条約の非加盟からの通報については、自由権規約の実施手続によるものとする。②個人による申立てについては、当該個人の権利が最も実効的に保護されることを旨とし、ヨーロッパ人權条約と自由権規約のいずれの実施手続を援用するかは当該個人の選択に委ねる。ただし、いずれか一方に提訴した者は、同一事案につき、他方に再び提訴することは許されない。また、第二点に関しては、両条約が規定する権利の内容を詳細に比較検討した結果、多少の差異は認められるが、ヨーロッパ人權条約の多くの加盟国の国内法は既に自由権規約上の規定に合致するものとされているので、同条約加盟国が同規約の批准に躊躇する理由はない（Robertson, *supra* note 110, at 367-69.）。

(123) 前掲注(1)、小寺論文をみよ。

(124) Robertson, *supra* note 110, at. 365-66.

(未完)

〔訂正〕

本論文(一)（五巻三号）に誤りがありましたので、次のように訂正いたします。

訂正箇所

〔誤〕

〔正〕

五頁後から四行目

パキスタン ↓ アフガニスタン

七頁六行目

協 定 ↓ 取 極